

【2】パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha* の語義

[0] そこで、パーリ仏典においては *janapada* と *raṭṭha* にどのような語義が与えられ、どのように把握されているかという基本的なところを見てみよう。パーリ文中の *janapada* と *raṭṭha* には下線を付しておく。

[1] まず *janapada* を検討する。

[1-1] パーリの註釈書文献においては、‘*janapada*’ は次のように解釈されている。

人々・人間たちの住んでいる場所であるなどという状態によって (*janānaṃ manus-sānaṃ nivāsanaṭṭhānādibhāvena*) 確定されている地域が‘*ジャナパダ*’と言われる (*patiṭṭhābhūto desaviseso " janapado " ti vuccati*)。 *Dīghanikāya-aṭṭhakathā-ṭikā* (vol.III p.160)

と。

要するに‘*janapada*’が、‘*jana*’と‘*pada*’の合成語であることをそのまま解説したとすることができる。

[1-2] ところで‘*jana*’はもともと「生む」「生まれる」という意の√*jan*から作られた語であるから、本来は「人々」を意味する。註釈ではこれが‘*manussa*’とも言い換えられているわけである。また‘*pada*’は「足」あるいは「足跡」を意味するから、「足を置いた土地」「足を踏み入れた土地」⁽¹⁾を原義とする。したがって‘*janapada*’は「人々が住んでいる地域」と直訳することができる。

(1) 『国家の起源と伝承』p.043

[1-3] それは次のような‘*janapada*’の用例からも推測することができる。

彼(アングリマーラ)によって[人々が殺害されて] *ガーマ*が*ガーマ*でなくなり、*ニガマ*が*ニガマ*でなくなり、*ジャナパダ*が*ジャナパダ*でなくなった (*tena gāmā pi agāmā katā, nigamā pi anigamā katā, janapadā pi ajanapadā katā*)。 *MN.086 Aṅgulimāla-s.* (『鵞掘摩経』vol.II p.097)

国界有賊名鵞掘魔。極爲兇暴殺害生類不可稱計。無慈悲於一切衆生。国界人民無不厭患。『増一阿含』038-006 (大正02 p.719中)

於此国土有大惡賊名鵞崛髻。殺害人民暴虐無慈心。村落居止不得寧息。城廓亦不得寧息。人民亦不得寧息。『佛說鵞崛髻經』(大正02 p.510中)

[世尊は一人の大富豪なる婆羅門 (*brāhmaṇa-mahāsāla*) に答えられて] 現今、人々が非法の貪欲に染着し、不正な欲に征服され、邪法に負けたので (*adhammarāgarattā visamalobhābhibhūtā micchādhammaparetā*)、鋭い剣を持って、相互に生命を奪いあう。それ故に多くの人々が死ぬ。これが婆羅門よ、今やまさに人々が減少して稀少となり、*ガーマ*も*ガーマ*でなくなり、*ニガマ*も*ニガマ*でなくなり、*ナガラ*も*ナガラ*でなくなり、*ジャナパダ*も*ジャナパダ*でなくなった (*gāmā pi agāmā honti, nigamā pi anigamā honti, nagarā pi, anagarā honti, janapadā pi ajanapadā honti*) 困であり、縁である。またさらに、……天が正しき流水を与えないので飢饉が起こり、それ故に多くの人々が死ぬ。これもまた、今やまさに人々が減少して稀少となり、*ガーマ*も*ガーマ*

でなくなり、ニガマもニガマでなくなり、ナガラもナガラでなくなり、ジャナパダもジャナパダでなくなる因であり、縁である。またさらに、……ヤクシャ（夜叉、*yakkhā*）が凶暴な非人を派遣するので多くの人々が死ぬ。これもまた、今やまさに人々が減少して稀少となり、ガーマもガーマでなくなり、ニガマもニガマでなくなり、ナガラもナガラでなくなり、ジャナパダもジャナパダでなくなる因であり、縁である。

AN.003-006-056 (vol. I p.160)

とされるように、「人」がいてこそ村（ガーマ）であり、町（ニガマ）であり、都市（ナガラ）であり、そしてジャナパダであって、人がいなければ *a-janapada* になり、*a-gāma*、*a-nigama*、*a-nagara*、*a-janapada* になるとされているわけである。

[1-4] 次は‘*a-janapada*’という言葉は使われていないが、同じような状況を表したもので、洪水、浸水、冠水などの水害や旱魃による飢饉⁽¹⁾、建物火災、山火事、野火といった火災、あるいはサイクロンなどによって、ジャナパダが被害を受けてゴーストタウンになってしまうことを述べている。

[舎利弗が比丘たちに告げて] 外の水界は怒ることあり、彼はガーマを運び去り、ニガマを運び去り、ナガラを運び去り、ジャナパダをも運び去り、ジャナパダ・パデーサをも運び去る (*sā gāmam pi vahati, nigamam pi vahati, nagaram pi vahati, janapadam pi vahati, janapadapadesam pi vahati*)。MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (「象跡喩大経」vol. I p.187)

外の火界は怒ることあり。彼はガーマを焼き (*ḍahati*)、ニガマを焼き、ナガラを焼き、ジャナパダを (*janapadam*) 焼き、ジャナパダ・パデーサを (*janapadapadesam*) 焼く。MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (「象跡喩大経」vol. I p.188)

外の風界は怒ることあり、彼はガーマを吹き飛ばし (*vahati*)、ニガマを吹き飛ばし、ナガラを吹き飛ばし、ジャナパダを (*janapadam*) 吹き飛ばし、ジャナパダ・パデーサを (*janapadapadesam*) 吹き飛ばす。MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (「象跡喩大経」vol. I p.189)

- (1) 飢饉を伝えるものには *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.190)、*SN.042-009* (vol. IV p.322) などがある。なお水害・火害・風害以外の災害として *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.162) にナーディカー村 (*Nādikā*) で疫病が流行ったことを伝えている。また *Arthasāstra* 4-3-1 (p.133) には、自然災害として(天命による八大恐怖、即ち)火事、洪水、病気、飢饉、鼠、野獸、蛇、羅刹 (*agnir udakaṃ vyādhir durbhikṣaṃ mūṣikā vyālāḥ sarpā rakṣāṃsi*) を挙げる。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論(上)』(岩波書店 1984) p.327 参照。以下、*Arthasāstra* のテキスト頁数は *The Kauṭīliya Arthasāstra part 1.*, R. P. Kangle, Motilal Banarsidass (reprint), Delhi, 1988 のものであり、和訳は上村勝彦訳にもとづく。

[1-5] このように「人が住んでいる」からジャナパダなのであって、だから人が住まなくなればジャナパダがジャナパダでなくなる。したがって反対に次の資料のように、今まで未開の地であったところに人々が住むようになれば、そこがジャナパダになる。

[二人朋友集財の喩] 昔、あるジャナパダが興起した (*aññataro janapado vuṭṭhāsi*)。ときに仲間が[その] 仲間に行った。「かのジャナパダに向おう。恐らくはそこに何等かの財物を見つけられるだろう」と。彼らは同意して、かのジャナパダのあるガーマの道に (*aññataram gāma-pajjam*)⁽¹⁾ 近づくと、多量の麻 (*pahūtaṃ sāṇaṃ*) が棄てら

れているを見た。[要約] *DN.023 Pāyāsi-s.* (「弊宿経」 vol. II p.349)

乃往久遠有一国土。其土邊墻人民荒壞。彼国有二人。一智一愚自相謂言。我是汝親。共汝出城採侶求財。即尋相隨。詣一空聚見地有麻。即語愚者共取持歸。『長阿含』007「弊宿経」(大正01 p.045中)

このように‘*janapada*’はいま人が住んでいるということを絶対条件とするということが出来る。したがって先の *Dīghanikāya-aṭṭhakathā-ṭikā* は、「人々・人間たちの住んでいる場所であるなどという状態によって (*janānaṃ manussānaṃ nivāsanaṭṭhānādibhāvena*) 確定されている地域が‘ジャナパダ’といわれる」とジャナパダを註釈したのである。

- (1) PTS テキストには *paddhana* と校訂。註釈書も *gāmapaṭṭan ti vuṭṭhitagāmapadeso vuccati* とあり、「布 (*paṭṭa*)」とする。しかし当該箇所は写本に異同が多いようで、PTS の脚注には *paṇḍanaṃ, paccanaṃ, paṭṭam, pajjam* という異読が示されており、ここでは *pajjam* を採った。なお中村元・渡辺研二・岡野潔・入山淳子『原始仏典 長部経典II』(春秋社、2003.11)では「道」(p.454)と訳されている。

[1-6] 釈尊時代のころに開発されたガンジス河中流域には、もともとは人の踏み入り難い密林や湖沼があった。人々はこの地を火で焼き払い、鉄器で切り開いて、穀倉地帯へと変えていったのである⁽¹⁾。また「インドで最良質の鉄と銅の鉱床はガンジス流域の東南端、ビハールの東南部(ダールブーム、マーンブーム、シングブームの諸県)に発見される」⁽²⁾とあり、この鉱業がマガダの国家権力の大源泉であった、とされる⁽³⁾。仏典にはビンピサーラ王の命によってマガダの王舎城付近の山窟(*pabbhāra*)にガーマが興ったような場合⁽⁴⁾や、パータリプトラの築城事業によるナガラ建設⁽⁵⁾などが伝えられている。そのほか開墾事業による未開地での開拓、新たな鉱山の発掘、あるいは港湾建設、諸産業の振興、交易の興隆などによって、新たなジャナパダが興起しつつあったであろう。

反面このインドウスタン平原は、舎衛城のところでもせいぜい標高200メートルという一大低湿地地帯で、雨期になると一面が水没するようなところで、水害や風害などの被害によって、ジャナパダがジャナパダでなくなることも日常茶飯事であったであろう。ジャナパダが「人々が住む土地」を表すという語感実感として痛切に感じ取られていたであろう。

- (1) コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』(岩波書店 1983 [第五刷])には「東方では、ジャムナー川近くにジャングルがあり、奥に入るにつれ、木が厚く繁茂していたので、鉄器がなければ、それを切り開くことができなかつた。ただパンジャーブとガンジス流域との間の低い分水界の狭い地帯と、ヒマラヤ山麓沿いの地帯とでは、火によってその浅い土壌をかなりよく切り開くことができた」(pp.124~125)と述べ、またロミラ=ターバル博士は「テライの丘陵地やヴィンディヤ山脈諸支脈の北縁部の開拓には、依然として焼払の方法が用いられた。一方、平原部では土地が低湿地であったため、森林伐採には鉄器の使用がきわめて有効だったようである」(『国家の起源と伝承』p.102)と述べている。
- (2) コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』p.132
- (3) 同上書p.190以降を参照。
- (4) *Vinaya*「捨墮023」(vol. III p.249)、*Vinaya*「棄捨度」(vol. I p.207)
- (5) *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃経」vol. II p.086)、*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.144)

[1-7] なお前記の資料には‘*janapada*’のほかに‘*janapadapadesa*’という言葉も使われている。‘*padesa*’は場所とか国土を意味する言葉であって‘*pada*’そのものにすでにそ

の意が含まれているのであるから、馬から落ちて落馬する式の重複表現のようにも思われる。しかしジャナパダは実は、村や町、都会が単に空間のみをいうのではなく、地縁・血縁に結ばれた人々のさまざまな営みや生活も含む集団社会という感覚をも併せ持っているものと考えられる。このように考えると、‘janapadapadesa’は集団社会から切り離れた、場所・空間を強調したものと理解される。

[1-8] しかし釈尊時代のインドは、人々が個人の自発的意思によって自由に自分の生まれたところを出て、そのような不特定多数の人々が集まって徐々に土地を開拓するというような環境にはなかった。おそらく未開の土地を人が住む土地に開拓するのは部族としての行為であったであろう。そして町や村を捨てるのもまたそのような集団的な行為であったであろう。もともとインド亜大陸はアーリヤ人たちが西方から東方へ移住することによってジャナパダ化されたのであり、釈迦族もそうであったことが伝説風に語られている⁽¹⁾。

このように考えれば、‘janapada’の‘jana’は単なる人々ではなく、「部族の人々」であって、そして現実的には「何々部族の人々」であった。そこでジャナパダは「十六大国」の「国」の意としても使われるようになるが、それは部族の名を冠して呼ばれるのである。そこで例えばパーリ仏典に頻出する「マガダ人たちの中を遊行して (*Magadhesu cārikaṃ caramāno*)」⁽²⁾ などという表現に対して、註釈書は

‘マガダ人たちの中を’とは、マガダ人と呼ばれるジャナパダ所有者の王子たちがいて (*Magadhesū ti Magadhā nāma jānapadino rājakumārā*)、彼らの住処は一つのジャナパダであっても、一般的に「マガダ人たち」といわれる (*tesaṃ nivāso eko pi janapado rūḥhisaddena Magadhā ti vuccati*)。そのマガダ人たちのジャナパダにおいて、という意味である (*tasmiṃ Magadhesu janapade*)。 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.294)

と註釈している。同様の註釈はアング、コーサラ、マッラ、ヴァッジ、クル、パンチャーラ、サッカなどにも見られる⁽³⁾。

また「[世尊は] マガダ人たちの中のダッキナーギリのエーカーラー・バラモン村に住された (*Magadhesu viharati Dakkhiṇāgirisimiṃ Ekanāḷāyaṃ brāhmaṇagāme*)」⁽⁴⁾ とある文章の *Magadhesu* を、

‘マガダ人たちの中での’とは、そのような名前のジャナパダにおいて、である (*Magadhesu ti evaṃnāmake janapade*)。 *Sārattha-pakāsini* (vol. I p.242)

と解釈している。同様の解釈はコーサラ、マッラ、カーシ、パンチャーラ、サッカなどにも見いだされる⁽⁵⁾。

このようにジャナパダは部族の名前と密接不可分に結びついているのである⁽⁶⁾。そこで‘jana’という言葉には、単に「人々」でなく、「部族」という訳語も与えられることになる。このように‘jana-pada’の‘jana’はマガダ、アング、コーサラなどの「部族の人々」とも置き換えられ、したがって「部族の人々が住む土地」となり、こうして「十六大国」という場合にも‘jana-pada’が使われるのである。

(1) 釈迦族の伝承としては、*DN.003 Ambaṭṭha-s.* (「阿摩晝經」 vol. I p.092) に釈迦族の祖先オッカーカ王 (*Okkāka rājan*) とその4人の王子について説かれている。なお森章司・本澤綱夫・岩井昌悟編『仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧』(本「モ

ノグラフ」第3号【資料集篇Ⅱ】) pp.017~024、中村元『ゴータマ・ブッダⅠ』(中村元選集決定版第11巻、春秋社 1992) p.037以降、土田龍太郎「釈迦族の王位継承」(『仏教文化』第20巻通巻23号、東京大学仏教青年会 平成元年2月) p.005以降参照。

- (2) *DN.005 Kūṭadanta-s.* (『究羅壇頭経』vol. I p.127)のほか、*MN.036 Mahāsaccaka-s.* (『薩遮迦大経』vol. I p.240)、*MN.140 Dhātvibhaṅga-s.* (『界分別経』vol. III p.237)、*Udāna008-006* (p.085) などがある。またコーサラには *DN.003 Ambaṭṭha-s.* (『阿摩晝経』vol. I p.087)、*DN.012 Lohicca-s.* (『露遮経』vol. I p.224)、*DN.013 Tevijja-s.* (『三明経』vol. I p.235)、*DN.023 Pāyāsi-s.* (『弊宿経』vol. II p.316)、*MN.041 Sāleyya-ka-s.* (『薩羅村婆羅門経』vol. I p.285)、*MN.060 Apaṇṇaka-s.* (『無戲論経』vol. I p.400)、*MN.095 Caṅki-s.* (『商伽経』vol. II p.164)、*MN.100 Saṅgāra-s.* (『傷歌邏経』vol. II p.210)、*MN.150 Nagaravindeyya-s.* (『頻頭城経』vol. III p.290)、*SN.042-009* (vol. IV p.322)、*SN.044-001* (vol. IV p.374)、*SN.055-007* (vol. V p.352)、*AN. 003-007-063* (vol. I p.180)、*AN.003-007-065* (vol. I p.188)、*AN.003-009-090* (vol. I p.236)、*AN.003-013-124* (vol. I p.276)、*AN.005-003-030* (vol. III p.030)、*AN.006-004-042* (vol. III p.341)、*AN.006-006-062* (vol. III p.402)、*AN.008-009-086* (vol. IV p.340)、*AN.010-007-067* (vol. V p.122) などがあり、マツラには *Udāna 007-009* (p.078)、ヴァッジには *Udāna003-003* (p.025)、カーシには *MN.070 Kīṭāgiri-s.* (『枳咤山邑経』vol. I p.473)、*Vinaya*「瞻波健度」(vol. I p.312)、*Vinaya*「羯磨健度」(vol. II p.015) などがある。
- (3) 同様のマガダの解釈には *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. I p.135)、*Theragāthā-aṭṭhakathā* (vol. II p.264)、またアンガには *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.279)、*Papañca-sūdanī* (vol. II p.312)、コーサラには *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.239)、*Papañca-sūdanī* (vol. II p.326)、*Udāna-aṭṭhakathā* (p.240)、*Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.400)、マツラには *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. III p.816)、*Udāna-aṭṭhakathā 007-009* (p.377)、ヴァッジには *Udāna-aṭṭhakathā* (p.182)、クルには *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.481)、*Papañca-sūdanī* (vol. I p.225)、パンチャーラには *Petavatthu-aṭṭhakathā* (p.163)、サッカは *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.672)、*Sārattha-pakāsini* (vol. I p.067) がある。
- (4) *SN.007-002-001* (vol. I p.172)のほか、*SN.047-013* (vol. V p.161) がある。同様な表現は、アンガでは *MN.039 Mahāassapura-s.* (『馬邑大経』vol. I p.271)、コーサラでは *Suttanipāta 003-004* (p.079)、マツラでは *DN.024 Pātika-s.* (『波梨経』vol. III p.001)、サッカには *DN.020 Mahāsamaya-s.* (『大會経』vol. II p.253)、*MN.014 Cūladukkhakkhandha-s.* (『苦蘊小経』vol. I p.091) などがある。
- (5) 同様のマガダの解釈には *Sārattha-pakāsini* (vol. III p.212)、*Udāna-aṭṭhakathā* (p.407)、コーサラは *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.285)、マツラは *Sārattha-pakāsini* (vol. III p.108)、*Sārattha-pakāsini* (vol. III p.248)、カーシは *Papañca-sūdanī* (vol. III p.186)、パンチャーラは *Cariyāpiṭaka-aṭṭhakathā* (p.167)、サッカは *Papañca-sūdanī* (vol. II p.061) にある。
- (6) 例えば、コーサラは『シャタパタ・ブラーフマナ (*Śatapatha-brāhmaṇa*)』の伝承によると、もとはマータヴァ族 (*Māthava*) の子孫であるコーシャラ族 (コーサラ族) の踏み入った地域と言われ、やがてバセーナディ王の時代には王制が布かれて、彼の領土がコーサラと名づけられた。中村元『インド古代史(上)』pp.083~084、『国家の起源と伝承』p.097を参照。このほかクル (*Kuru*)、パンチャーラ (*Pañcāla*) 等々があるが、このクルもクル族 (プール族とバラタ族を中心とした連合) に由来し、パンチャーラ (五氏族の合成体) も部族名に由来しているといわれ、領土名として呼ばれたと考えられている。『国家の起源と伝

承』 pp.028~029 を参照。

[1-9] このように ‘*janapada*’ は「人々の住む土地」を原意とする。厳密に言えば、もしかつては人が住んでいたところに、何らかの理由で人が住まなくなっていたとするなら、そこはジャナパダではなくなったということになる。要するに「未開の地」や「ゴーストタウン」はジャナパダではないのである。

そしてこの「人々」は、釈尊当時のインドにあつては、現実的には「部族の人々」であつて、したがつてジャナパダは「部族の人々が住む土地」ということになる。すなわちジャナパダは「マガダ族の人々の住む土地」「コーサラ族の人々の住む土地」ということになり、このようにしてこれらの土地は単に「マガダ」とも「コーサラ」とも呼ばれることになるのである。仏典によく現れる「コーサラ人たちの中を遊行して」は、漢訳ではしばしば「人間を遊行して」と訳されるけれども⁽¹⁾、厳密に言えば「コーサラ人たちの住む土地土地を遊行して」の意であるわけである。

- (1) 例えばコーサラについては、*DN.012 Lohicca-s.* (「露遮経」 vol. I p.224) に *Kosalesu cārikaṃ caramāno* とある *cārikaṃ caramāno* に相当する箇所が、相応する漢訳経『長阿含』029「露遮経」(大正01 p.112下)には「人間遊行」とある。同様にマガダでは *DN.005 Kūṭa-danta-s.* (「究羅檀頭経」 vol. I p.127) の *Magadhesu cārikaṃ caramāno* に相当する箇所が、相応経『長阿含』023「究羅檀頭経」(大正01 p.096下)には「遊行人間」(但し「俱薩羅国」)とある。そのほかコーサラには、*DN.013 Tevijja-s.* (「三明経」 vol. I p.235) の相応経『長阿含』026「三明経」(大正01 p.104下)には「人間遊行」、*SN.055-007* (vol. V p.352) の相応経『雑阿含』1044(大正02 p.273中)には「人間遊行」、*AN.007-007-068* (vol. IV p.128) の相応経『増一阿含』033-010(大正02 p.689上)には「人間遊化」(パーリ文は *cārikaṃ carati*)、あるいは *AN.005-003-030* (vol. III p.030) の対応経『雑阿含』1250(大正02 p.343中)と *AN.006-004-042* (vol. III p.341) の対応経『雑阿含』1251(大正02 p.344上)には「人間遊行」とある。さらに *SN.042-009* (vol. IV p.322) の *Kosalesu cārikaṃ caramāno mahatā bhikkhusaṅghena saddhiṃ yena Nālandā tad avasāri* に相当する箇所は、相応経『雑阿含』914(大正02 p.230中)には「摩竭提国人間遊行。與千二百五十比丘。千優婆塞。五百乞殘食人。從城至城。從聚落至聚落。人間遊行。至那羅聚落好衣菴羅園中」、この異訳『別訳雑阿含』129(大正02 p.423中)には「與千二百五十大比丘僧。千優婆塞。五百乞兒。而自圍遶。遊行摩竭提国。從一聚落至一聚落。從城至城。乃至到彼那羅健陀城賣豐園林」ともある。但し、パーリ文が「コーサラ」とするのに対し、いずれの漢訳も「摩竭提国」としている。

[2] 次に *raṭṭha* を検討する。

[2-1] *raṭṭha* については、註釈書文献は「あなたの征服した *raṭṭha* の園林にアーシュラマがあります (*bhoto ca raṭṭhe vijite araṅṅe atthi assamo*)」⁽¹⁾ という文章の中の ‘*raṭṭhe vijite*’ を次のように解釈している。

‘ラッタにおいて’ とは、王権において、である (*raṭṭhe ti rajje*)。‘領土において’ とは命令が及ぶ地域において、である (*vijite ti āṇāpavattiṭṭhāne*)。

Jātaka-aṭṭhaka-thā (vol. V p.318)

‘*rajja*’ はサンスクリットの ‘*rājya*’ すなわち名詞 ‘*rājan*’ に中性の抽象名詞を作る *taddhita* 接尾辞の ‘*-ya*’ を付した語であり、「王であること」すなわち王権(君主権) =

統治権⁽²⁾を意味する。ラッタとはこの王権のおよぶ範囲を意味するというのである。また後述するが、‘*rajja*’はラッタとほとんど同じ意味にも使われるので、「*raṭṭhe*において」とは「*rajje*において」ということである、とされるのである。

また‘*vijita*’は「打ち勝つ」「征服する」を意味する *vi√ji* の過去分詞であって「王の領土」を意味するから、「命令が及ぶ地域」と解釈されたのである。

したがってこの解釈も、ラッタという語が *√rāj* から生まれた語であることを素直に解説しているということになる。

(1) *Jātaka* 532 (vol.V p.318)

(2) *Vinaya* 「波羅夷 002」 (vol. III p.047) には王 (*rājan*) を定義して、*rājāno nāma pathavyā rājā padesarājā maṇḍalikā antarabhogikā akkhadassā mahāmatā ye vā pana chejja-bhejjaṃ anusāsanti ete rājāno nāma* としている。これを『南伝大蔵経』では「王とは、世界主、国主、郡主、村主、法官、大臣等、凡て断罪を司るもの、これらを王と名づく」(南伝第1巻 p.075)と訳している。山崎元一博士によれば、この定義には「王権の代行者を加えた形で、権力の重層構造が示されている」(『古代インドの王権と宗教』[刀水書房 1994] p.091)と指摘している。なおこの註釈については、後述の本論文【7】[3][3-2] p.176の註(4)、並びに p.177 [3-3]の本文を参照。

[2-2] もちろん *√rāj* は ‘*rājan*’ (王) の語源でもあって、したがって *raṭṭha* は王ないしは王の支配と密接に係わる言葉である。たとえば

[世尊が神々の質問に偈で応えられて] 車の標識は幡である。火の標識は煙である。ラッタの標識はラージャンである (*rājā raṭṭhassa paññāṇaṃ*)。婦人の標識は夫である。SN.001-008-002 (vol. I p.042)

見幢蓋知車 見煙則知火 見王知国土 見夫知其妻 『雜阿含』1022 (大正02 p.266中)

以幢知王車 以烟知有火 以主知有国 以夫別女人 『別訳雜阿含』249 (大正02 p.461中)

[世尊がヴァーセッタ青年婆羅門に向って偈を唱えられて] 実に人間の中で、いかなる人でもガーマやラッタを享受する者は (*yo hi koci manussesu gāmaṃ raṭṭhañ ca bhujjati*) ラージャンであって婆羅門ではない (*rājā eso, na brāhmaṇo*)。Sutta-nipāta v. 619 (p.119)、MN.098 *Vāseṭṭha-s.* (「婆私吒経」vol. II p.196)

とされるところにも明瞭に現れている。

[2-3] またコーサンビーの比丘たちが争っているのを止められようとした釈尊の、「怨みによって怨みは鎮まらない」という言葉は有名であるが、その一節に、もし賢明なる同行者が得られなければ、

王が征服したラッタを捨てるように (*rājā va raṭṭhaṃ vijitaṃ pahāya*)、[また] 象が林中の象らを捨てるように、ただ一人行け。MN.128 *Upakkilesa-s.* (「随煩惱経」vol. III p.154)、*Dhammapada* v.329 (p.092)⁽¹⁾、*Suttanipāta* v.046 (p.008)、*Vinaya* 「コーサンビー韃度」(vol. I p.350)

とあるように、ラッタが王の征服によって獲得された領土であるならば、何らかの理由で王がこのラッタを捨てるということもありうることになる。なおこの文章と直接に関連があるわけではないが、同じ偈の中に「国土を盗もうとする者 (*raṭṭhaṃ vilumpamānānaṃ*) にさえ和がある」という句もあり、したがってラッタは奪ったり、奪われたり、盗もうとしたり、捨てようとしたりすることができるものとして把握されているわけである。要するに王権＝

統治権とは所有権にも相当するものであって、ラッタはその所有権の対象である財とでもいうべきものと認識されていることになる。

これはジャナパダが地縁・血縁的な地域集団と密接に関係していたのとは異なる、ラッタの大きな特徴であるといつてよいであろう。

(1) 水野弘元『法句経の研究』（春秋社 1981）p.220 を参照。

[2-3] また王族階級を表すシャトリヤ (Skt.; *kṣatriya*, Pāli ; *khattiya*) の語源は、「統治権」「権力」を意味する *kṣatra* であることが示すように、「王」と「クシャトリヤ」はほとんど同義語であったから (1)、「王」が「クシャトリヤ」と言い換えられることもある。

（「妄愛」という）母と（「われありという慢心」である）父とをほろぼし、（永久に存在するという見解と滅びて無くなるという見解という）2人のクシャトリヤのラージャンとをほろぼし、（主観的器官と客観的对象とあわせて十二の領域である）ラッタと（「喜び貪り」という）[ラージャンの] 従者 (2) を滅ぼして (*rājano dve ca khattiye raṭṭham sānucaraṃ hantvā*)、バラモンは苦を離れるに至る。 *Dhammapada* v.294 (p.083) (3)

學先斷母 率君二臣 廢諸營從 是上道人 『法句経』卷上 (大正04 p.559 下)、『法句譬喻経』卷1 (大正04 p.577 中)

除其父母縁 王家及二種 遍滅其境土 無垢爲梵志 『出曜経』卷第26 (大正04 p.750 下)

先去其母 王及二臣 盡勝境界 是謂梵志 『出曜経』卷第30 (大正04 p.774 下)

學先去其母 率君及二臣 盡勝諸境界 是名爲梵志 『法集要頌経』卷4 (大正04 p.799 中)

SN.001-003-008 (vol. I p.015) : [神が告げて] 大いに財宝、財産があり、ラッタを領有する (*raṭṭhavanto*) (4) クシャトリヤたちは、欲に飽くことなく、互いに貪り得ようとする。

頼吒槃提国 有諸商賈客 大富足財寶 各各競求富 方便欲財利 猶如然熾火 『雜阿含』589 (大正02 p.156 中)

羅吒国商估 財産極巨富 各各相貪利 貪求無厭足 『別訳雜阿含』183 (大正02 p.439 中)

(1) 『国家の起源と伝承』 (p.063) には「ラージャニヤはクシャトラ (権力) を手に入れる立場にあったため、クシャトリヤと呼ばれるようになった。従来のラージャニヤという語は徐々にクシャトリヤという語にとって代われてゆく」とされている。

(2) 註釈書 *Dhammapadaṭṭhakathā* (vol. III p.454) によれば、「ラージャンに従える者」とは「収税官 (*āyasādhaka*) や監視官 (*āyuttaka*) 」とされている。これに従えば王を主権者とするラッタには、国家の財政を支えるために税の取立てを行う官吏、あるいは国家の反逆者を監視する官吏がいたことになる。また同書には「収税官や監視官のように、それに [ラッタに喩えられた十二処に] 所依の喜びと貪りが従者と名けられる (*āyasādhako āyuttakapuriso viya tannissito nandirāgo anucaro nāma*) 」 (vol. III p.454) とある。

(3) 和訳は岩波文庫の中村元訳を参照させて頂いた。水野弘元『法句経の研究』（春秋社 1981）p.206 を参照。

(4) *Vimānavatthu* (p.091) に同じ偈の前半部分があり、その註釈書 *Vimānavatthu-aṭṭhakathā* (p.264) によると「ラッタを領有する」とは、ラッタの所有者 (主人)、である (*raṭṭha-vanto ti raṭṭha-sāmiko*) 」とあるので、所有の観念を示していると推定される。なお *sāmika*、即ち Skt. *sva* の派生語は動産・不動産の財産に対する「所有」観念をもつといわれる。山崎元一『古代インド社会の研究』p.252 の註 (11) を参照。

[2-4] 上述したように、ラッタの標識は王なのであるから、したがって *raṭṭha* は王名を付して国名を表すことになる。この註釈書 *Sārattha-pakāsini* によれば、「チョーラ・ラッタ、パンドゥ・ラッタと、このようにラッタも、ラージャン [の名前] によって知られる (*Coḷa-raṭṭhaṃ Paṇḍu-raṭṭhan ti evaṃ raṭṭham pi raññā paññāyati*)」 (vol. I p.097) とされるとおりである。チョーラ (*Coḷa*) ⁽¹⁾ とは南インドのタミール人の国土で、チョーラ王により統治された領土であり、パンドゥ (*Paṇḍu*) ⁽²⁾ とは南インドのマドゥラー (*Madhurā*) の王であるから、その王名によってその領土が呼ばれたとの意味である。これは *janapada* がその地域に住していた部族名を付して国名を表し、コーサラ国、マガダ国、クル国などと表現されたのとは基本的に異なるわけである。

(1) G. P. Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names*. vol. I (New Delhi 2002 [reprinted]) p.916 を参照。中村元『インド古代史 (上)』p.443 の註 (11)、ならびに塚本啓祥『初期仏教教団史』p.529 を参照。

(2) 同上書 (vol. II p.121) ‘1. Paṇḍu’、同 (vol. II p.124) ‘Paṇḍu’ を参照。中村元『インド古代史 (上)』p.444 の註 (12)、ならびに塚本啓祥『初期仏教教団史』p.530 を参照。

[2-5] なお先に「‘*rajja*’ はラッタとほとんど同じ意味にも使われる」と書いたので、それについて一言しておく。

DN.019 Mahāgovinda-s. (「大典尊経」vol. II p.233) ⁽¹⁾ には、むかし *Disampati* という王がいて、国政の一切を *Govinda* という顧問官 (*purohita*) が取り仕切っていた。しかしこの顧問官が亡くなったので、王子の *Reṇu* がその子の *Jotipāla* を推薦して顧問官とした。王が老齢になったので *Jotipāla* は友人であった 6 人のクシャトリアと相談して、王国を分与することを条件に *Reṇu* を王に立てようとした。次はその時の言葉である。

もしあなたレーヌが *rajja* を得たならば、私たちに *rajja* を分与して下さい (*sace bhavaṃ Reṇu rajjaṃ labhetha, saṃvibhajetha no rajjena*) 。

このような文脈なのであるから、前の方に使われている *rajja* は「王権」「王の位」とでも訳すべきであろうが、後の方の *rajja* は「王国」と訳すべきであろう。すなわち「もしあなたが王の位を得たならば、私たちに王国を分与して下さい」という意になる。

また *Jātaka 454* (vol. IV p.079) では、デーヴァガッバー (*Devagabbhā*) の子どもである 10 人の兄弟がカンボージャの首都ドゥヴァーラヴァティー (*Dvāravati*) というナガラを滅ぼし、さらに「全インドにおける 6 万 3 千のナガラで、……すべての王を殺害した (*sakala-Jambudīpe tesaṭṭhiyā nagarasahassesu sabbe rājāno……jīvitakkhayaṃ pāpetvā*)」 (pp.083~084) 。そしてドゥヴァーラヴァティー ⁽²⁾ を居城として、兄弟で「ラッジャを 10 に分配した (*rajjaṃ dasa koṭṭhāse katvā vibhajimsu*)」 (p.084) とされている。この場合のラッジャも、王の領地を表すラッタとほぼ同じ意に使われているわけである。

(1) この経典は『マハーヴァストウ (*Mahāvastu*)』 (E. Senart, *Le Mahāvastu* [Paris 1897] vol. III pp.197~224) にも、*Mahāgovindaniya-sūtra* と題して収められている。また中央アジア出土の梵文断片には D. Schlingloff, *Zum Mahāgovinda-sūtra* (*Mitteilungen der Institute für Orientforschung*, Bd. VIII, Heft 1, 1961) pp.032~050 があるが、未見。末木文美士博士『アーガマ』「阿含経現代語訳第十三回『典尊経』」(阿含宗総本山出版局) p.073 を参照。

(2) ドゥヴァーラヴァティーについては、赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』(法蔵館 1967) p.178、並びに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.1125) ‘1. Dvāravati

(*Dvāraka*)’ を参照。

[2-6] なおラージャダーニー (*rājadhānī*) という言葉がある。*DN.014 Mahāpadāna-s.* (「大本経」 vol. II p.030) に、「ヴィパッシン菩薩はもろもろのガーマ、ニガマ、ラージャダーニーを遊行された (*gāma-nigama-rājadhānisu cārikaṃ carati*) (1)」とあって、ラージャダーニーはガーマ、ニガマよりも大きな地区を意味していることがわかる。ラージャダーニーは王宮の所在する区域、すなわち王城・首都を意味し、政治行政の中心地を意味し (2)、これもラッタと密接な関係を有する言葉ということができよう。

(1) 同じ表現は *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊経」 vol. II p.249)、*Vinaya* 「波羅夷 004」 (vol. III p.089) にもある。

(2) ラージャダーニーとは王の住む王宮のあるナガラのことであるが、例えば *SN.003-002-004* (vol. I p.083) には「戦に敗れたコーサラ王パセーナディは、自分のラージャダーニーであるサーヴァッティに逃げもどった (*parājito ca rājā Pasenadi Kosalo sakam eva rājadhāniṃ Sāvattiṃ pacciyyāsi*) 」とされている。

[3] 上述のように、「*janapada*」は「人々」を意味する '*jana*' と、「足」を意味する '*pada*' という2つの語が合成されてできた言葉であって、「人々が足を踏み入れた土地」すなわち「人々が住んでいる土地」あるいは「部族の人々が住んでいる土地」を原義とし、「*raṭṭha*」は「(王が) 支配する」という動詞の√*rāj*を語源とする言葉で、「王が支配する土地」「王の領土」を原義とすることが判る。

【1】で整理した '*janapada*' に与えられている辞書の解説の中で、③ (人の住んでいる) 国土 (土地、地域) がその原義にあたるが、①国、②王国、④部族・種族の地、⑤地方、⑥田舎、⑦ (行政区画としての) 地区、地域 (郡)、⑧国民、⑨ (王に対する) 人民、⑩民族、部族、種族、などの語彙はその派生的な意味であるということになる。

また '*raṭṭha*' に与えられている辞書の解説の中では、③王の領土、国土がその原義であって、①国、②王国、④地区 (区域)、⑤国民、臣民 (被支配者)、⑥統治、などの意味はこの原義から派生した語意であるということが出来る。

そこで以下には、これらの派生した語意、あるいはこれらの言葉の背後にあるものがどのようなものであるかということ、実際の用例を調査することによって考察してみたい。